

覚 書

（以下「乙」という。）が求職者（以下「丙」という。）を紹介し、丙が甲に雇用された場合の紹介手数料について、以下のとおり定める。

紹介手数料

甲は、乙が紹介した丙を雇用した場合は、職業紹介の対価として、以下の紹介手数料（消費税は別途）を支払う。

紹介手数料	雇用した求職者の初年度標準年収（税引前予定額をいい、各種手当及び賞与を含む。）の の %に相当する額 この場合において、甲及び乙は、丙の氏名、採用日、初年度標準年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途の書面（雇用条件通知書）より確認するものとする。
支払方法	甲は、乙の請求書が到達した月の末日までに、紹介手数料及びその消費税相当額を、以下の口座に振り込むものとする。振込手数料は甲の負担とする。 振込口座； 荘内銀行 酒田中央支店 普通預金 口座番号 1004055 口座名義 株式会社セブン・マークス
特約事項	（丙が早期に退職した場合の措置） ①乙が紹介した丙が、専ら甲の事由により退職するに至った場合、いったん受領した紹介手数料及びその消費税相当額は返却しない。なお、当該退職が甲の支払い前であっても、甲の支払債務は消滅しないものとする。 ②乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき理由により退職に至った場合、採用日から1年以内に限り、対価の12分の1ヶ月×（12ヶ月－退職までの月数）分を返却するものとする。

以上、合意の証として、本覚書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日 甲

印

乙 山形県酒田市上安町二丁目9-6
株式会社 セブン・マークス
代表取締役 菅 原 七 郎

印